

告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ越谷弥十郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 当該開発地は、市内中学校の通学路として指定されているため、開店後はもとより、工事期間中の安全確保に細心の注意を払うこと。

二 縦覧期間

平成二十六年九月十二日から平成二十六年十月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター